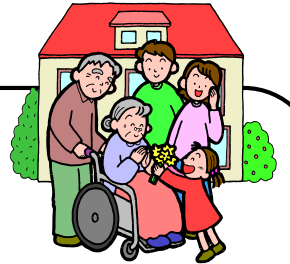


介護保険

(特例)負担限度額認定の申請について

市民税課税世帯の方や、配偶者が市民税課税の方は、原則、介護保険負担限度額認定の対象とはなりません。ただし、市民税課税世帯の高齢夫婦等の世帯で、一方が介護保険施設に入所し、居住費・食費を負担することで在宅の配偶者の生計が困難とならないよう、下記の①～⑥の要件全てに該当する方は、施設の居住費・食費が軽減される場合があります。

※ただしショートステイについては適用されません。



●対象となる方 … 次の①から⑥の要件をすべて満たす方

- ①世帯の構成員の数が2人以上であること。
- ②世帯員が介護保険施設等に入所し、利用者負担第4段階※の居住費・食費を負担していること。
- ③世帯の年間収入から、施設の利用者負担（年額見込み）を除いた額が80.9万円以下となること。
- 施設の利用者負担：施設サービス費の自己負担分（1割～3割負担額）と食費・居住費の合計。
- ④世帯の預貯金等の額が450万円以下であること。
- ⑤世帯で居住用家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がないこと。
- ⑥世帯に介護保険料を滞納している方がいないこと。

※負担限度額認定を受けていない人

●軽減の内容

申請により特例措置の該当となった場合は、食費または居住費、もしくはその両方の負担について、第3段階②の金額が適用されます。

【適用される負担の限度額】

部屋の種類	居住費日額	食費日額
ユニット型個室	1,370 円	1,360 円
ユニット型個室的多床室	1,370 円	
従来型個室（特養等）	880 円	
従来型個室（老健・医療型）	1,370 円	
多床室	430 円	

●提出書類

- ①『介護保険 特例負担限度額認定申請書』（福祉課介護保険担当にあります。お気軽にお尋ねください。）
- ②申請者及びその世帯員全員の所得証明書
（源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しなど）
- ③入所施設の利用契約書の写し、領収証
- ④申請者及びその世帯員全員の預金通帳（最新の残高の記帳をすませたもの）の写し、有価証券、債券等の写し
- ⑤被保険者および申請に来られる方の本人確認できるもの

◆申請・お問い合わせは 大牟田市 福祉課介護保険担当

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地 電話（0944）41-2683